

Ⅱ 生徒の成績評価、進級、卒業等に関する規程

1 成績評価について

第1条 学習成績の評価は、教科・科目の目標に照らして、次の資料に基づいて総合的に行う。

- (1) 考査
- (2) 研究物、レポート、宿題等
- (3) 制作品及び実技
- (4) 平素の学習に対する関心、意欲、態度

第2条 評価は学年別、科目別に行うことを原則とする。

第3条 1・2学期の評価は100点法を用い、学年末において5段階法を用いる。

第4条 各教科・科目の評価は、その目標に照らして適正になるようにし、平均点は各学期65点を標準とする。平均点が63～67の外にあるときは修正する。

第5条 評価の5段階表示の基準を、次のように定める。

(100点法)	(5段階法)
80～100	5
65～79	4
50～64	3
35～49	2
0～34	1

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正し平成30年6月14日から施行する。

2 考査について

第7条 考査は、定期考査、実力考査、繰り上げ考査、臨時考査とする。

第8条 定期考査の時間割は、一週間前に発表する。

第9条 問題作成にあたっては、その難易度及び妥当性を検討して作成する。

第10条 考査問題の印刷、保管は各教科・科目の責任で遺漏のないように保管する。

第11条 答案の提出は考査時間終了後とする。

第12条 座席は6列で番号順とする。

第13条 考査中不正行為を行った者は、当該科目の得点を0とする。

第14条 定期考査を欠いた生徒の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 不受験の理由が正当(病気、忌引、出停、派遣等)と認められた場合は、再考査を行うことを原則とする。
- (2) 再考査を行うことができない場合は、中間考査、期末考査のいずれかの80%をめどにし、その教科・科目を担当している者に一任する。
- (3) 不受験の理由が正当でないと認められる場合は、当該考査の得点を0点とする。

第15条 停学中の生徒の取り扱いは次の通りとする。

停学中の者にも、定期考査等の受験を認めるものとする。但し、停学指導中という点を考慮し、別室で受験させる。

3 単位認定について

第16条 単位の認定は、各教科担任による学習成績の評定に基づき、職員会議に諮り学校長がこれを行う。

第17条 次の各号に該当する生徒に対しては、単位を認定する。

- (1) 当該科目の評定が「2」以上の者
- (2) 当該科目の欠課時数が年間授業時数の3分の1を超えない者

2 外国へ留学した者の単位の認定は、生徒の外国留学に関する規程によるものとする。

第18条 次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、単位の認定を保留する。

- (1) 当該科目の評定が「1」の者
- (2) 当該科目の欠課時数が年間授業時数の3分の1を超えた者(休学者や転入学者の欠課時数は、休学前または以前在学していた学校における当該学年の欠課時数を通算する)

4 1、2年生の進級及び原級留置について

第19条 学校長は、学校の定める当該学年の教育課程に示された全科目および総合的な学習の時間・LHRを履修した生徒に対して進級を認定する。

第20条 学校長は、休学その他の事由により、当該学年の出席すべき日数の3分の1を超えて欠席した生徒、及び授業時数が3分の1を超えて欠課した生徒に対しては職員会議で審議の上、原級留置とする。

2 学校長は、教育上必要があると認められたときは、生徒に退学、停学及び訓告の懲戒処分を行う。

3 平素の学習に対する関心、意欲、態度が見られず、又、次の各号に該当する生徒でその改善がなされない者については、学校長が退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

第21条 原級留置となる生徒は、改めて原級学年の教科・科目をすべて履修する。但し、大学入試等の調査書作成においては、生徒の不利益にならないよう配慮する。

第22条 同一学年で原級留置は1回限りとし、原級留置になった者で次年度に進級できない場合は、成業の見込がない者として退学を命ずる。

第23条 原級留置になった者で、次の各号にいずれかに該当するときは、1学期末の成績判定会議で審議の上、退学を勧告することができる。但し、学級担任の申し出があれば、学期半ばでも職員会議に提案することができる。

- (1) 単位保留の懸念される科目の単位数が12単位以上、または科目数が4科目以上あるとき(過年度の単位保留科目も加える)
- (2) 学期末の成績会議の「指導上注意を要する生徒」に関する項目に該当するとき

5 3年生の卒業認定、卒業延期及び原級留置について

第24条 学校長は、学校の定める教育課程の全部を履修し、総合的な学習の時間を含めて80単位以上を修得し、かつ特別活動の成果が良好である者に対して卒業を認定する。但し、復学や転入した生徒が教育課程の相違から定められた教育課程の全部を履修できない場合は、この規程に関わらず復学または転入後の履修科目をすべて履修し、その修得単位が休学または転入前の修得単位を含めて80単位以上修得し、かつ特別活動の成果が良好である場合には卒業を認定する。

2 卒業認定された者で、評定「1」を有する者に対しては、第4回追認考査で単位の全修得を指導する。

第 25 条 学校長は、第 20 条 1 号に該当した者は原級に留め置く。

第 26 条 卒業判定会議において卒業保留になった者が、第 4 回追認考査で第 24 条に定める単位数を修得した場合は卒業式での卒業を認定する。

第 27 条 第 5 回追認考査で第 24 条に定める単位を修得した者の卒業認定の期日は、その学年度の 3 月 1 日とする。

6 単位の追認定について

第 28 条 単位の認定されない科目を有する者に対し、単位認定の機会を与えるために追認考査を行う。
なお、課題としての研究物、レポート、制作品・実技等も考慮することができる。

(1) 追認考査の時期については、次のとおりとする。

考 査	2 年 生	3 年 生
第 1 回追認考査	6 月	6 月
第 2 回追認考査	9 月	9 月
第 3 回追認考査	11 月	11 月
第 4 回追認考査	1 月	2 月
第 5 回追認考査		3 月

(2) 考査の結果について、単位が認定された場合の評定は「2」とする。

(3) 公簿への記入について

① 追認考査で 1、2 年次の単位を認定された科目については、指導要録の訂正は現担任が行い、認定の日付は単位の修得が認定された日とする。

② 3 年次の科目については、指導要録への当該科目の評定記入は追認考査の結果により行う。最終の追認考査で認定されない科目を単位保留とする。

第 29 条 卒業未認定者及びその取り扱いについては次の通りとする。

(1) 卒業未認定者は、翌年度は 3 学年に在籍（履修はしない）し、追認考査を受験することができる。ただし、追認考査を受けることができる期間は 1 カ年とし、その期間内に単位の修得をなし得なかった者は成業の見込がない者として退学を命ずる。

(2) 追認考査の結果、卒業に必要な単位数を取得した者は、校長が卒業を認定する。卒業の日付は認定された学年度の卒業年月日とする。

(3) 卒業未認定者の授業料は、沖縄県高等学校授業料等徴収条例に則って徴収する。

7 未履修懸念科目の時数補充について

第 30 条 日数及び時数不足の補講の方法について

(1) 欠席日数が授業日数の 3 分の 1 を超えた場合は、理由の如何を問わず補講しない。

(2) 教科の欠課時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超えた場合

〈欠課の理由が正当と見なされる場合〉

① 主な理由が心因性の場合

欠課時数が年間授業時数の 3 分の 1 を超えた学期の学期末から補講を開始することとし、補講の総時数は累計で 1 単位と連続授業 2 単位の科目は単位数の 5 倍、それ以外の科目は単位数の 3 倍を限度とする。

② 主な理由が病気の場合

該当する生徒がいる場合は、診断書を提出し、その都度職員会議で検討する。

〈欠課の理由が正当と認められない場合〉

① 欠課の主な理由が怠学による場合

補講しない。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改正し平成 31 年 4 月 1 日から施行する。